

2020 年度

常葉大学 静岡草薙キャンパス
静岡瀬名キャンパス

聴講生 募集要項



1. 聴講許可の時期及び期間

- (1) 聴講許可の時期 … 前期：2020年4月上旬
- (1) 聴講許可の時期 … 後期：2020年9月上旬
- (2) 聴講期間 … 前期：2020年4月08日(水)～2020年7月29日(水)
- (2) 聴講期間 … 後期：2020年9月11日(金)～2021年1月19日(火)

2. 出願資格

以下の項目のいずれかに該当する者のみ、出願の資格があります。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 教授会において、全豪に規定する者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 上記の他、聴講に必要な学力があると学長が認めた者

3. 聴講科目等

別紙「開講科目一覧表」に掲載されている科目が今年度の開講科目となりますが、制限により受講できないことがあります。

なお、授業時間割及び授業内容・計画を記載したシラバスは、本学のホームページにて3月25日より閲覧できます(それ以前は、2019年度版をご参考ください)。聴講したい科目を選択する際の参考にしてください。

4. 開講キャンパスについて

科目により開講キャンパスが異なりますので、「開講科目一覧表」にて確認してください。

- 静岡草薙キャンパス … 教育学部、外国語学部、経営学部
- 静岡瀬名キャンパス … 造形学部

5. 聴講単位の上限

聴講を許可する単位(科目)数は、年間24単位以内とします。

6. 出願期間

2020年3月23日(月)～2020年3月27日(金) ※郵送の場合は3月27日必着

窓口持参の場合は、次頁記載の【出願書類提出先・問い合わせ先】に提出してください。

窓口業務時間は、平日8:45～16:30までです。

一度受理した書類・入学検定料・学納金等は、いかなる理由があってもこれを還付しません。

7. 出願方法

下記の出願書類①～⑤を提出してください。

【出願書類】

- ① 聴講生願書（本学所定の用紙）
- ② 履歴書（市販のもの）
- ③ 学生証・学籍簿作成資料
- ④ 公的機関が発行する運転免許証や保険証等の身分（住所、氏名等）を証明できる書類の写し
- ⑤ 聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類（外国籍の者）

【出願書類提出先・問い合わせ先】

（常葉大学草薙キャンパス）

常葉大学・常葉大学短期大学部 静岡草薙キャンパス 教務課
〒静岡市駿河区弥生町6番1号
TEL 054-297-6133 FAX 054-297-6101

（常葉大学瀬名キャンパス）

常葉大学・常葉大学短期大学部 静岡瀬名キャンパス 事務課（教務担当）
〒420-0911 静岡市葵区瀬名1-22-1
TEL：054-263-1125 FAX：054-263-2750

8. 選考

提出書類・受講者数等により審査し、許可・不許可を通知します。

9. 聴講手続

聴講が許可された方には、後日「聴講許可及び授業料請求書」を郵送いたします。

授業初日にそれをお持ちの上、大学の券売機で発行する学内専用証紙を貼付した上で、教務課窓口にご提出ください。（学内専用証紙の購入方法は教務課窓口にて別途ご案内いたします。）

ただし、聴講初日にやむを得ず来校できない場合は、教務課に連絡の上、授業開始日一週間以内に手続きを完了してください。

10. 学納金

授業料は、1単位あたり7,500円です。

授業料の他、教育に必要な費用は、別にこれを徴収することがあります。

一旦納付された授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しません。

11. 聴講生証の交付

授業料の納付が完了された方には聴講生証を交付します。受講の際は必ず聴講生証を携帯してください。

12.教科書

受講を認められた科目で指定された教科書がある場合、各自で書店やネットなどを利用して購入してください。教科書は、常葉大学HPのシラバス画面で確認することができます。

【常葉大学HP】<https://www.tokoha-u.ac.jp/>

ホームページ → 電子シラバス → 静岡キャンパス → 講義・教員から検索

13.休講・補講等

休講の場合、原則として個別連絡はいたしません。本学ポータルサイトにてご確認ください。
(ポータルサイトの操作方法については、聴講初日に教務課窓口にてお知らせします。)

14.成績等

聴講生は試験がないため、受講した科目の単位(成績)を修得することはできません。
ただし、聴講した旨の証明書の交付を受けることができます。

15.その他

本学の図書館及び食堂を利用することができます。

自家用車での通学はできませんので、自転車・バイク又は公共交通機関をご利用ください。

聴講生が、本大学の諸規程に反する行為又は本学の秩序を乱したと認められる行為をした場合は、聴講の許可を取り消します。

外国籍の者が本学の聴講生になることで、「留学」ビザを取得することはできません。

<学校法人常葉大学 個人情報保護指針>

本大学では、園児・児童・生徒・学生・患者並びに教職員の個人情報データベース等を、教育・医療・研究の活動及び支援に必要な業務を遂行するために利用します。

一方、日本国憲法第三章国民の権利と義務における基本的人権の享有と性質(第十一条)及び個人の尊重、生命・自由・幸福の追求の権利の尊重(第十三条)の立場から、プライバシーを中心とする個人情報は適切な管理のもと保護されなければなりません。

本大学では、個人情報の保護に関する法律の他、文部科学大臣並びに厚生労働大臣が定める指針及び地方公共団体が講ずる措置等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報保護規定及び学校・病院別取扱要項を策定し、情報の収集及び教職員の研修を通して、個人情報取扱事業者の義務として取組を適宜見直し、継続的な改善を行い、常に個人情報の適正な利用と保護に努めます。